

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	臨時庁議	
開 催 日 時	午前9時10分から 平成30年2月5日 午前9時20分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課） 長島みどり公園課長、細沼同課長補佐、同課みどり公園係菅主査（事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、同課政策企画係村岡主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長	
会 議 内 容	1 朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）	
会 議 資 料	・朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

- 1 朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について

【説明】

（担当課：長島みどり公園課長）

今回、朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定する理由としては、平成27年に施行された都市農業振興基本法において、防災、良好な景観の形成、都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興が図られることとされた。また、都市農業基本法に基づき平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを転換することとされた。

これを受け、平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、生産緑地法第3条に定める生産緑地地区の区域の規模500平方メートル以上を市町村は地域の土地利用の実情に応じ、政令に定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を定めることができることとなった。

このため、良好な緑地環境を保全するとともに、都市農業の振興に資するため、生産緑地地区の区域の規模に関する条例を新たに制定したいと考えている。

生産緑地法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模については、政令に定める基準は300平方メートル以上500平方メートル未満であるが、本市では下限面積であります300平方メートル以上としたいと考えている。

なお、条例案については、朝霞市農業委員会、朝霞市緑化推進会議、朝霞市都市計画審議会において意見聴取を行ったが、いずれにおいても原案のとおりと回答をいただいている。

今後の予定につきましては、次回の定例議会に議案として提出させていただき、条例が制定されたのちには、農業委員会の協力のもと、農業従事者の方に周知を図りながら、市の広報、ホームページを活用して周知したいと考えている。また、毎年、5月下旬頃から生産緑地地区の追加指定の申請を受け付けしているが、今年の申請からこの条例案が適用できるようにしたいと考えている。

埼玉県内の条例の制定状況は、さいたま市が昨年12月に条例を制定しており、越谷市、川口市が本市と同様に制定を考えていると聞いている。

[平成30年2月2日の政策調整会議要旨について]

（神田市長公室長）

本件は2月2日に行われた政策調整会議において審議し、その主な質疑と結果について報告する。

まず、対象になる土地はどれくらい増えるのかと質問があった。300平方メートル以上、500平方メートル未満の農地は市内に6ヘクタールある。関連して、影響額はどれくらいかと質問があった。現在、生産緑地の指定を受けているのは、市内の対象地の66パーセントである。今回、新しく対象になる6ヘクタールに、この66パーセントをかけると、約4ヘクタールとなり、これが新たに生産緑地になると想定している。税額の影響は、2,643万円の減額と推計している。

次に、生産緑地の指定について、道路付けの問題や区画の取り方の基準や手続きの変更はあるのかと質問があった。一団地のみなし方について、国土交通省によると法改正ではなく、運用改善になるとのことである。同一、または隣接する区画に複数の農地がある場合、一団の農地とみなして許可指定すると記されている。当市において、どのような対応を行うか検討中である。

次に、複数人が併せて300平方メートルを有する場合は、対象になるのかと質問があった。所有者の要件はないので、農地の規模が要件を満たしていれば、申請者は連名になるが、申請することはできる。所有者が欠けるなどして、300平方メートルを下回る場合には、他の農地を含めて道連れで解除となってしまう。関連して、隣接地と一緒に解除される場合であっても、隣接する新たな農地を加えて300平方メートル以上になれば、解除を避けられるのかと質問があった。6メートル道路以内で生産緑地指定されていれば、一団地と認められ解除にはならない。

以上の質疑を経て、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】